

景観審議会

令和6年度 第4回会議資料

令和6年12月13日（金）

(序文) 景観計画変更の概要

■背景

宗像市景観計画とともに定めた宗像市景観まちづくりプランの期間が令和7年3月までであることから、プランの見直しに合わせ、景観計画の見直しの必要性を検討したものの。

■目的

本市が目指す景観や方針等の全体の方向性は概ね良好に進んでおり、今後も継続しつつも、対応すべき課題への対応が必要であるため。

- 脱炭素社会の推進等の社会的課題に柔軟に対応し、世界遺産の保全と社会的課題の解決の両立を図り、世界遺産の保全をより持続可能なものにするため。
- 構成資産と地域住民の生活との調和を図り、地域の持続的発展を可能なものにするため。

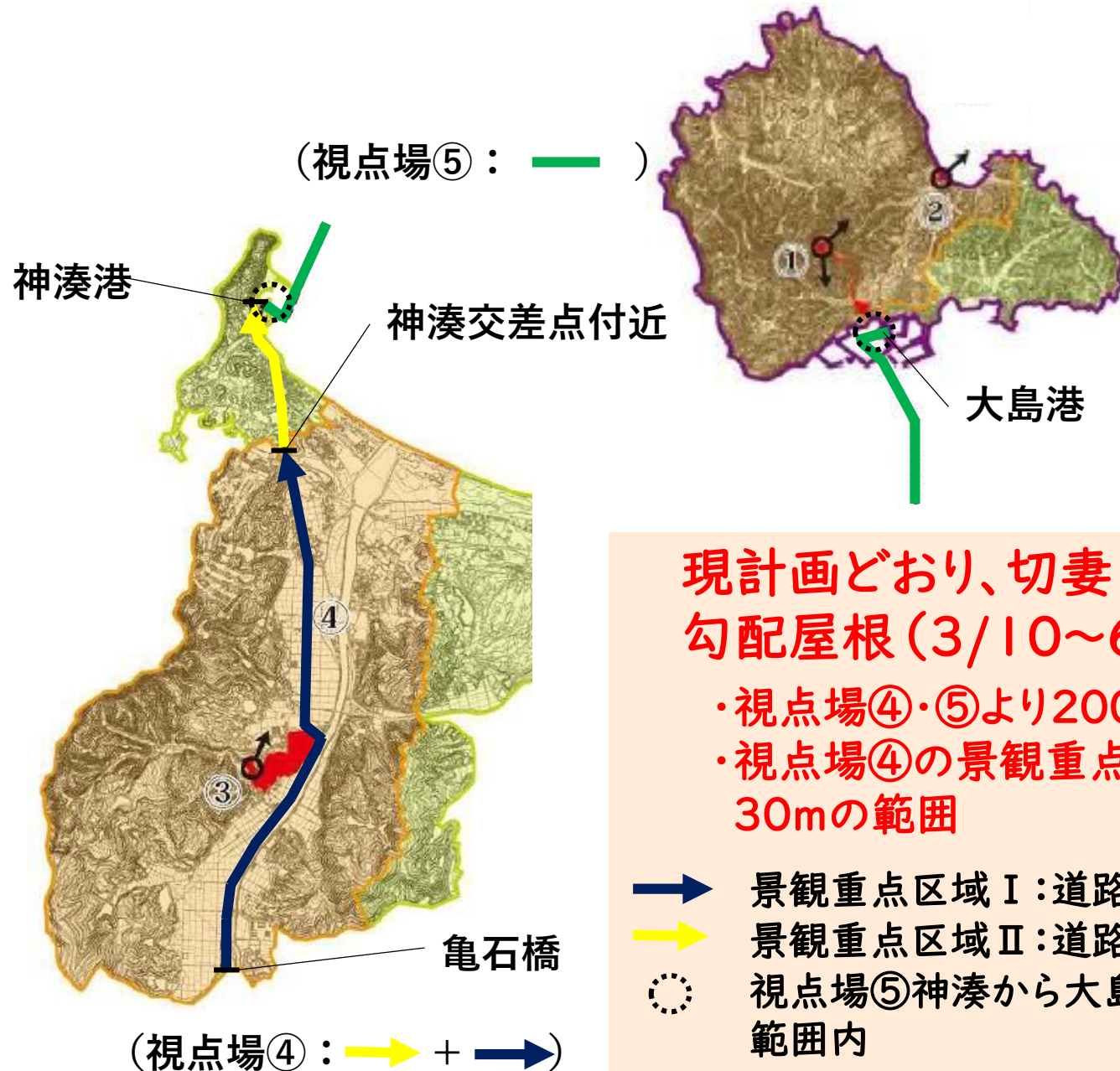
■方向性

①屋根形状の基準変更：眺望に影響を与えない区域における建築可能な屋根形状の追加

- 屋根形状の変化が視認されにくく景観への影響が少ない範囲においては、現行計画で定める屋根形状の推奨を継続しつつ、3つの屋根形状（差し掛け屋根、片流れ屋根、陸屋根）を認める

②太陽光発電設備の基準明確化：太陽光発電設備の基準追加

- 「その他工作物」として扱われていた太陽光発電設備を、独立した区分として明確化
- 規制対象外であった屋根置き型の太陽光発電設備についても、景観への影響を考慮し、具体的な基準を新設



現計画どおり、切妻・寄棟・入母屋の
勾配屋根(3/10～6/10)とする範囲

- ・視点場④・⑤より200m範囲内
- ・視点場④の景観重点区域Ⅱにおいては、
30mの範囲

- ➡ 景観重点区域Ⅰ：道路中心線より200m範囲内
- ➡ 景観重点区域Ⅱ：道路中心線より30m範囲内
- 視点場⑤神湊から大島間の渡船航路から200m
範囲内

1. 世界遺産専門家会議

- (1) 会議内容
- (2) 再整理(顕著な普遍的価値を守るため景観計画で守るもの)
- (3) 構成資産周辺の景観の定義
- (4) 各視点場から一定の範囲
- (5) 一定の範囲の全容

2. 条例改正の内容

- (1) 景観計画の変更に伴い改正する内容
- (2) 今回の条例改正に併せて改正する内容

3. スケジュールの共有

■ 会議名：令和6年度第2回「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群専門家会議

■ 日にち：令和6年11月15日（金）

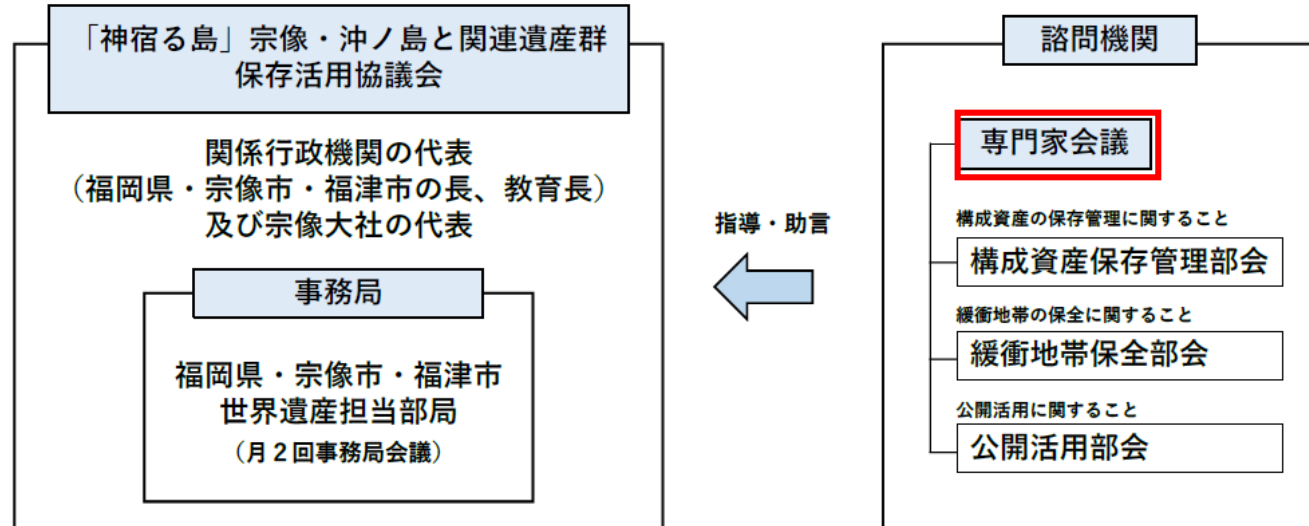
■ 会議に諮る事項：

景観計画変更の方向性について

■ 会議に諮る背景：

景観計画の変更については、市の諮問機関である景観審議会に諮り、ご審議いただく事項であるが、景観計画は世界遺産の保存や管理の根拠法令となっていることから、世界遺産の保全の観点よりご指導ご助言を頂くもの。

● 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の保存活用体制



ご意見

- 宗像大社に來られた際に、伝統的な屋根形状で一定の調和が保たれている周辺集落が非常に目につくが、提案いただいた屋根形状を継続して守る範囲の整理では、その重要な要素が崩れる可能性があるのではないか。
- 世界遺産の価値として、構成要素と一体となる部分には配慮すべきであり、宗像大社の周辺部分というのは、他の考え方と同じ整理には単純にはできないと考えるため、検討していただきたい。

多くの人が見る範囲で、一定の調和が取れているか、
構成資産とその周辺の景観に一体性があるかが重要

1. 世界遺産専門家会議 (2) 再整理(顕著な普遍的価値を守るため景観計画で守るもの)

会議前の考え方:視点場を起点

1. 眺望景観の保全

2. 周辺環境との一体性

※ 包括的保存管理計画より、
視点場を起点とした眺望景
観や周辺環境との一体性を
保全する考え方

世界遺産専門家会議

会議後の考え方:視点場と構成資産を起点

1. 眺望景観の保全

2. 周辺環境との一体性



3. 構成資産周辺の景観の保全

景観計画区域にある構成資産は3つ

- ① 宗像大社沖津宮遙拝所
- ② 宗像大社中津宮
- ③ 宗像大社辺津宮

世界遺産専門家会議の意見を踏まえ、
資産の顕著な普遍的価値への負の影響を
防ぐため、上記3つの資産周辺の景観を保
全する考え方を追加する。

(3) 構成資産周辺の景観の定義

構成資産周辺の景観＝視点場からの眺望とする

(理由)

- 視点場は構成資産を中心として設定されているため、視点場からの眺望を守るとは、構成資産周辺の景観を守ることになる。
- 視点場は、構成資産の信仰上、景観上重要な地点に設定されていることから、視点場からの眺望景観を守ること、構成資産周辺の景観も包括的に保護することができる。



構成資産を中心とする3つの視点場からの眺望を保全する

■ 構成資産と視点場の関係

構成資産	宗像大社沖津宮遙拝所	宗像大社中津宮	宗像大社辺津宮
視点場	沖津宮遙拝所	大島御嶽山展望台	辺津宮の高宮祭場



沖津宮遙拝所、大島御嶽山展望台、辺津宮の高宮祭場から「一定の範囲」の眺望を保全する

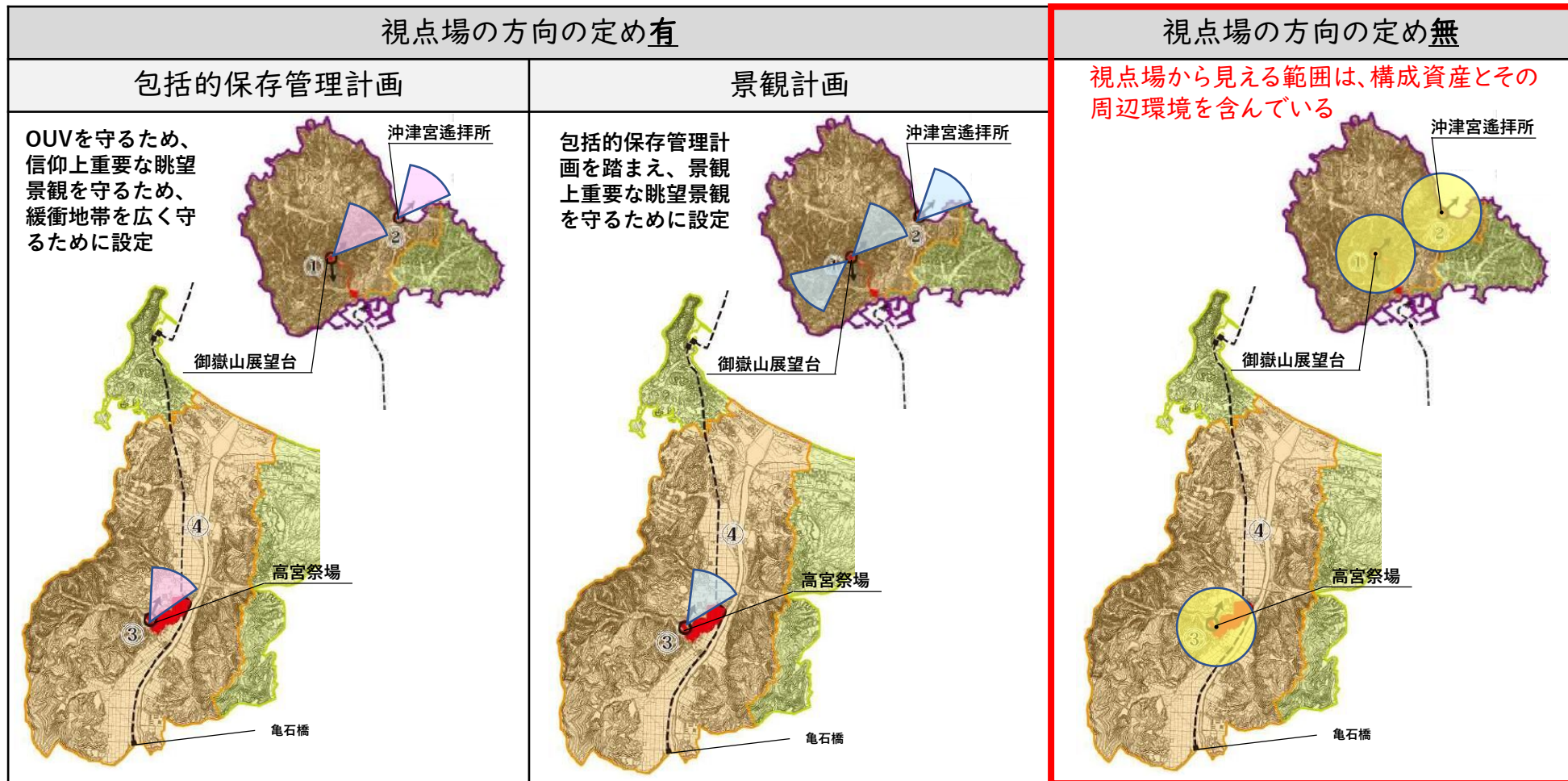
※一定の範囲… 周囲との一体性を保つため、現計画どおり、
切妻・寄棟・入母屋の勾配屋根とする範囲

(4) 各視点場から一定の範囲

①どこまで見る …「宗像市定義:200mまでを近景とする」より、視点場から200m範囲内を見る

②どの向きを見る…視点場から360°を見る

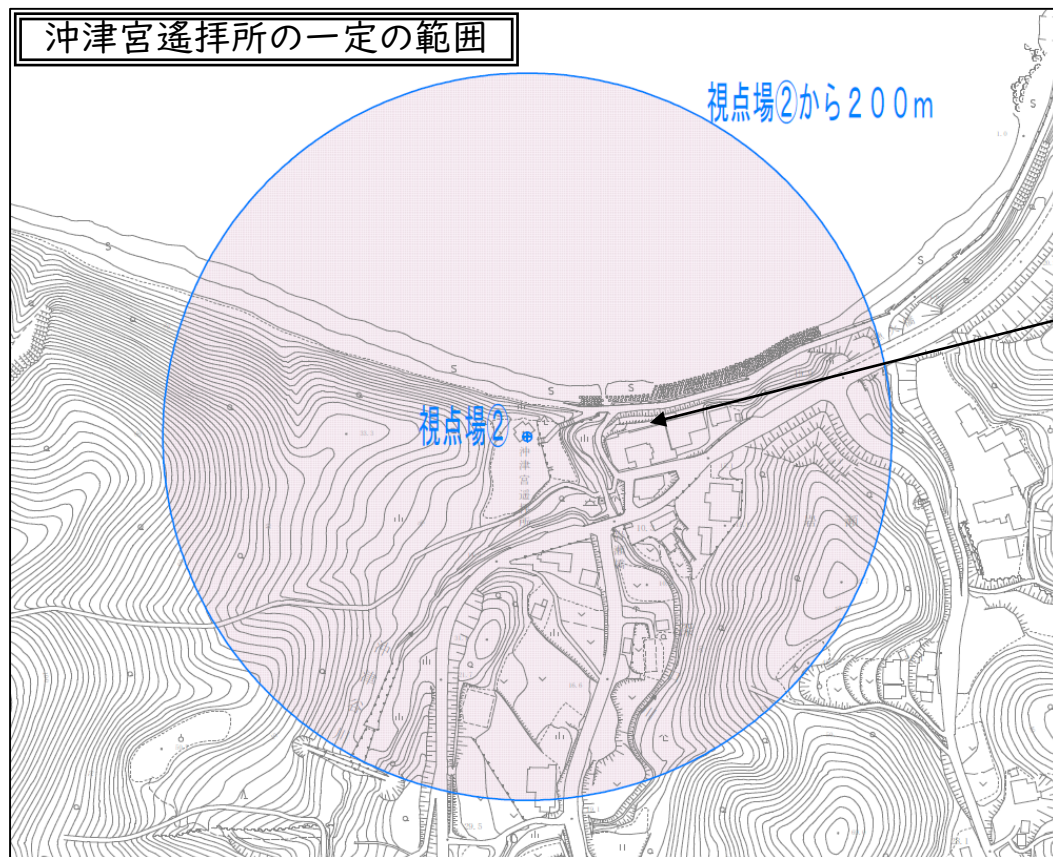
■各視点場からの眺望方向



※構成資産周辺の景観保全の観点より、視点場からの方向を定めず、視点場から360°の眺望景観を見る。

■ 沖津宮遙拝所

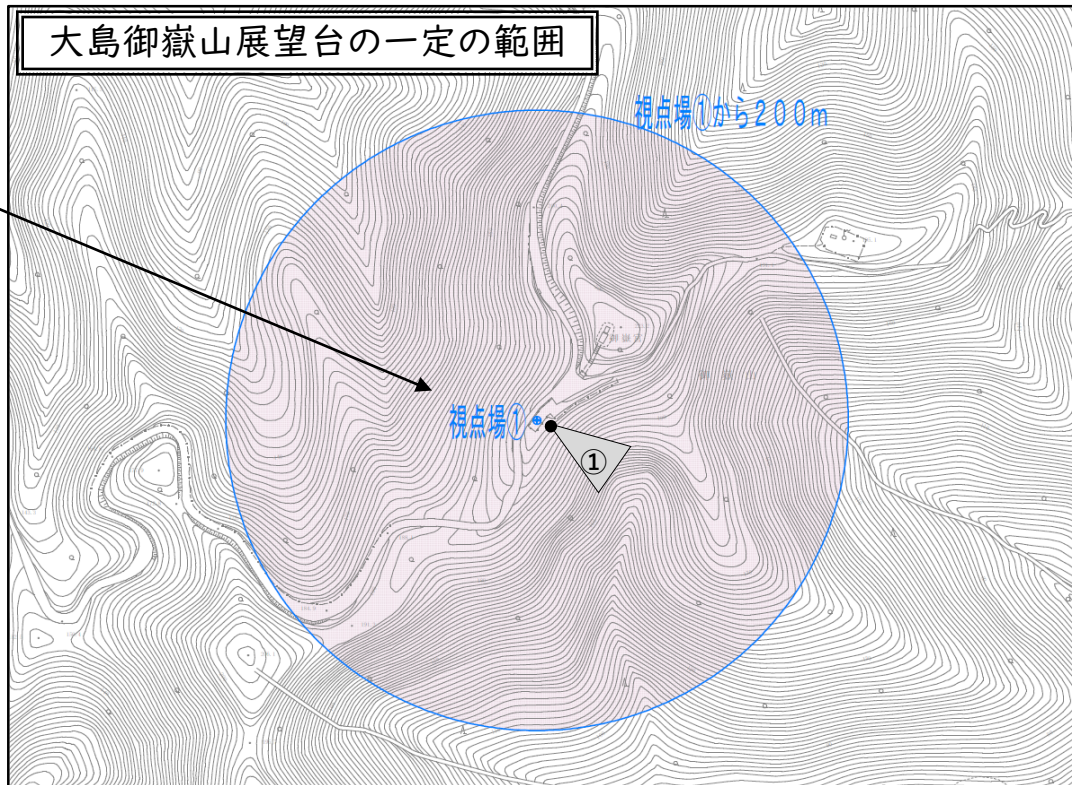
沖津宮遙拝所の一定の範囲



【視点場周辺の特徴】

- 開けた土地の上に位置しているため、周りを遮るような建築物等は存在せず、景観の広がりがある。
- 遙拝所南側は、遙拝所へ行くための動線があり、動線上の建築物等は来訪者に視認されやすい。

■大島御嶽山展望台



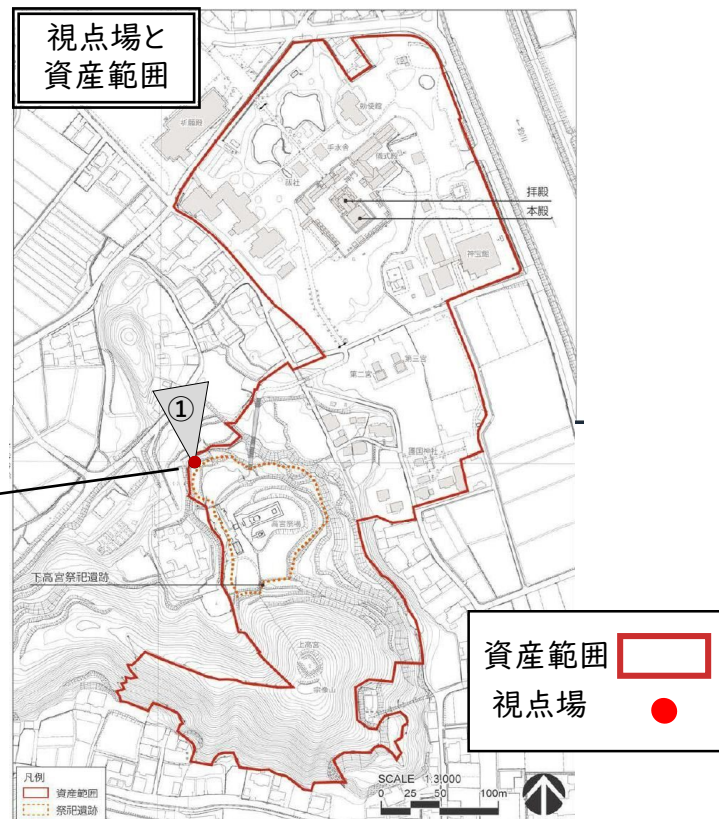
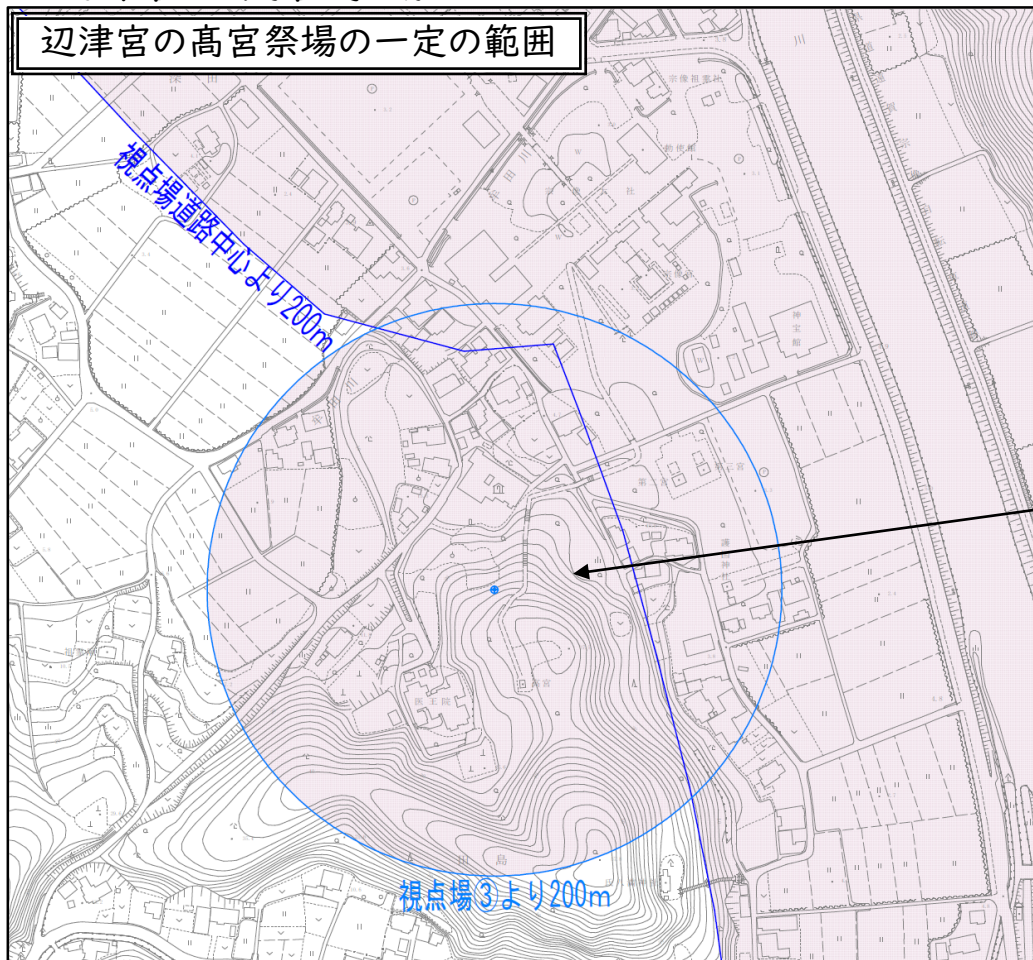
【視点場周辺の特徴】

- 視点場は山頂であり、360°の周囲が視認できる。
- 仮に周辺の土地に建築物等が建設された場合は、屋根の上部が視認できる。



■ 辺津宮の高宮祭場

辺津宮の高宮祭場の一定の範囲

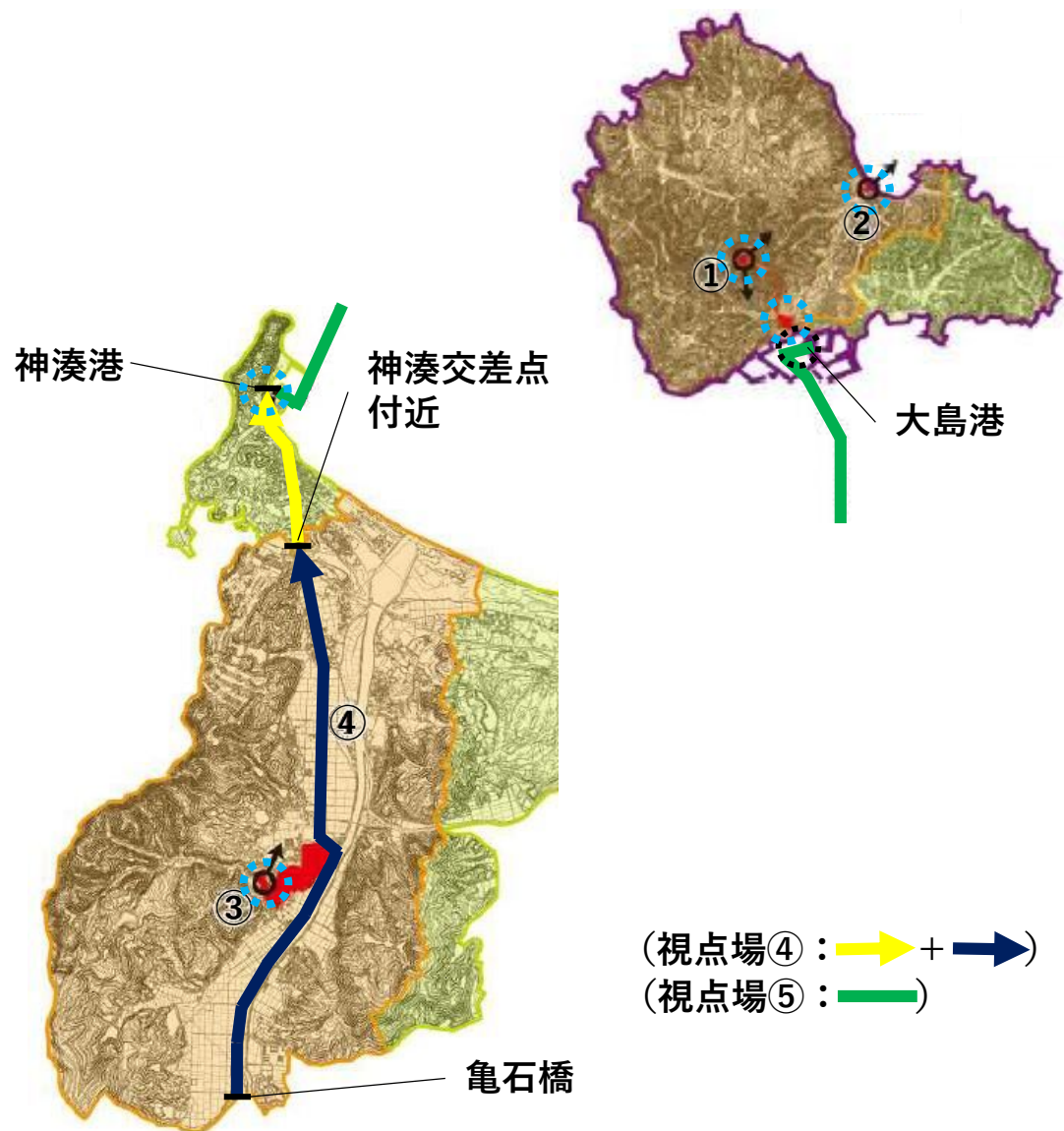


【視点場周辺の特徴】

- 視点場は社叢の中であり、見える方向は限定される。
- 見える範囲は限定されるものの、構成資産の特性上、他の構成資産に比べ資産の範囲が広く、構成資産範囲とその周辺建築物等が近接している。



(5) 一定の範囲の全容



現計画どおり、切妻・寄棟・入母屋の
勾配屋根 (3/10～6/10) とする範囲

- ・ 視点場より200m範囲内
- ・ 視点場④の景観重点区域Ⅱにおいては、30mの範囲

- 視点場から200m範囲内
- 景観重点区域Ⅰ：道路中心線より200m範囲内
- 景観重点区域Ⅱ：道路中心線より30m範囲内

(視点場④： → + →)
(視点場⑤： →)

2. 条例改正の内容

(1) 景観計画の変更に伴い改正する内容

①「景観まちづくりプラン」と「景観計画」の統合に即した内容にする（第5条・第6条第2項）

②景観計画における行為の制限（景観形成基準）の見直しに対応した内容にする（別表第1～3、5）

- 屋根形状の基準変更・・・眺望に影響を与えない区域における建築可能な屋根形状の追加
- 太陽光発電設備の基準変更・・・太陽光発電設備の基準追加
 - ・ 屋根置き型の太陽光発電設備の基準を新設する
 - ・ 「その他工作物」として区分されていた地上設置型の太陽光発電設備を独立した区分とする

(2) 今回の条例改正に併せて改正する内容

①関連条例（屋外広告物条例）を更新した内容にする（第41条第2項）

現在の宗像市景観条例では、屋外広告物条例は『福岡県屋外広告物条例』を適用しているが、現在は宗像市屋外広告物条例が施行されているため反映する。

②計画運用後の気づきに対応した内容にする（別表第6）

「開発行為」欄と同様に、「土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更」欄にも「法面や擁壁」に関する記述を追加する。

3. スケジュールの共有

